

審 査 基 準

平成30年3月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 107条の 7 第 3 項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 107条の 7 第 1 項及び第 2 項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の 8（国外運転免許証の交付）、第37条の 9（国外運転免許証交付申請書）及び第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準：判断基準は、法令に定めるところによる。
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先：交通部運転免許試験課免許係若しくは申請係又は舞鶴警察署交通課
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許係（電話075-631-5181 内線243）
備 考：